

霞が関^ワ^ン及び政府認証基盤（共通システム）の最適化計画

2005 年（平成 17 年）3 月 31 日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

第 1 霞が関^ワ^ン及び政府認証基盤の概要

1. 霞が関^ワ^ン

霞が関^ワ^ンは、「行政情報化推進基本計画」（1994 年（平成 6 年）12 月 25 日閣議決定）に基づき、政府機関内における情報の円滑な流通、情報共有等を図るため、各府省等の^ラ^ンを相互に接続する政府内専用ネットワーク（2005 年（平成 17 年）3 月現在、32 機関が利用）として整備され、1997 年（平成 9 年）1 月から運用を開始している。

また、霞が関^ワ^ンを利用している府省等（以下「利用機関」という。）と地方公共団体等との間における情報の収集、伝達及び共有を円滑に行うため、2002 年（平成 14 年）4 月には、地方公共団体間を相互に接続する総合行政ネットワーク（^{エルジーワ}^ン）と、2004 年（平成 16 年）4 月には、裁判所間のネットワークである司法情報通信システムとの相互接続を行っている。

霞が関^ワ^ンでは、利用機関が共用するシステムとして、電子メールシステム、電子掲示板システム及び電子文書交換システムを提供している。電子メールシステムでは、利用機関等間で送受信される電子メールの中継処理を行っており、電子メールの到達確認等が可能となっている。電子掲示板システムは、利用機関等間の情報交換などに活用されている。電子文書交換システムでは、電子署名の付与・検証、暗号化等の機能を有し、利用機関等間での電子文書の真正性・秘密性を確保した送受信を実現している。

2. 政府認証基盤

政府認証基盤は、「ミレニアム・プロジェクト（新しい千年紀プロジェクト）について」（1999 年（平成 11 年）12 月 19 日内閣総理大臣決定）に基づき、国民等と行政との間でインターネット等を利用してやり取りされる申請・届出

等手続に係る電子文書について、その文書が真にその名義人によって作成され、内容に改変がないことを相互に確認できるようにするため整備されたものであり、①処分権者に係る電子署名を行うために用いる電子証明書（以下「官職証明書」という。）等を発行する府省認証局（2005年（平成17年）3月現在、14認証局）、②府省認証局と国民等に係るものを発行する民間認証局等との間の相互認証を行うブリッジ認証局で構成され、2001年（平成13年）4月から運用を開始している。

ブリッジ認証局では、相互認証の実施のほか、国民等に対しては、官職証明書及びその失効情報等を公開する機能を有する統合認証情報公開システム（統合リポジトリ）を、各府省等に対しては、国民等に係る電子証明書の有効性検証を行う機能を有する証明書検証システムを、それぞれ一元的に提供している。

上記の最適化に当たっては、「共通システムの見直し方針」（2004年（平成16年）3月25日行政情報システム関係課長連絡会議了承）に示されているとおり、システムの構成面、機能面、技術面及び運用管理業務面からの効率化・合理化を組織横断的に進め、①システムの整備・運用に必要な各種資源の効率的・効果的な投資、②システム間の整合性と円滑な連携が確保されたシステム整備、③業務効率の向上を実現する簡素で集約化された運用管理、④安全性・信頼性の徹底強化を政府全体として図るとともに、システムの開発・運用経費を低減することを基本理念とする。

第2 最適化の実施内容

霞が関^ワAN^ン及び政府認証基盤について、以下のとおりネットワークの見直し、システム構成の簡素化・集約化等を実施する。

これにより、霞が関^ワAN^ンについては、年間約 3.8 億円（試算値）の経費節減、年間延べ約 419 日（試算値）の業務処理時間の短縮が、また、政府認証基盤については、同じく、年間約 7.8 億円（試算値）の節減、年間延べ約 381 日（試算値）の短縮が、それぞれ見込まれる。

1. 霞が関^ワAN^ン

(1) ネットワークの見直し

現行のネットワークは、霞が関^ワAN^ン運用センター（以下「運用センター」という。）と利用機関との間を個々に接続していることから、各府省共通の業務・システムの運用開始等に伴う利用機関及び回線利用量の増加に対応するためには、運用センター及び利用機関の双方において通信機器等を設置・変更することが必要となっている。

このため、2006 年度（平成 18 年度）末までに次に掲げる措置を講ずることにより、利用機関の増加等に柔軟、かつ効率的に対応できるネットワークとする。

ア 利用機関と運用センターとの間の通信回線を集線化し、運用センターに設置されている利用機関接続用の機器等を集約する。

イ 利用機関側回線容量の増（原則、現行 10Mbps から 100Mbps へ）に対応するとともに、運用センター側回線容量は、利用機関の必要な総容量を確保する。

これにより、年間約 0.3 億円（試算値）の経費節減が見込まれる。

(2) システム構成の簡素化・集約化

ア 電子メールシステム

現行の電子メールシステムは、運用開始時に電子メールの到達確認等が可能であった X.400 プロトコルを採用したところであるが、その後、インターネットメールプロトコルの国際的な標準である^{エスエムティービー}S M T P を利用した到達確認等が可能となったことから、電子メールシステムの^{エスエムティービー}プロトコルを^{エスエムティービー}S M T P に変更する。

これにより、2007 年度（平成 19 年度）末までに利用機関に設置されている^{エスエムティービー}X.400 と^{エスエムティービー}S M T P とのプロトコル変換機能等を有した電子メール用の機器等を廃止し、システム構成を簡素化する。

イ 電子文書交換システム

現行の電子文書交換システムは、電子文書の交換、宛名管理及び認証等の機能を有する機器等を運用センター及び利用機関の双方に設置する構成となっていることから、これら機器等の重複が生じているほか、利用機関の各端末に専用ソフトウェアを設定する必要があるなど、運用管理業務の負担軽減・効率化の余地がある。また、提供機能の一部が、電子申請システムにおいて利用されている電子公文書作成システムの機能や政府認証基盤の認証機能と類似しているなど、その見直しを行う余地がある。

このため、2007 年度（平成 19 年度）末までに次に掲げる措置を講ずることにより、システム構成等の簡素化及び運用管理業務の効率化を図る。

（ア）利用機関に設置されている電子文書交換・宛名管理用の機器等を廃止し、運用センターに集約する。

（イ）専用ソフトウェアを各端末に設定する方式からウェブブラウザを利用して運用センターに集約される機器等にアクセスする方式などへ変更することにより、利用機関における運用管理業務の負担軽減及び利便性・操作性の向上を図る。また、この変更にあたっては、電子文書の作成機能など類似の機能を有する電子公文書作成システムを活用して行う。

（ウ）独自の認証機能は廃止し、政府認証基盤の認証機能を利用した電子署名の付与、アクセス制御及び通信経路の暗号化を実現することにより、電子文書の真正性・秘密性を確保する。また、認証情報等へのアクセスプロトコルは、X.500 から国際的な標準である^{エルダップ}LDAPへ変更する。

（エ）現行システムが提供する普通文書及び親展・秘密文書の交換機能のうち、文書の暗号化処理を行うことにより発信者・名宛人のみが内容を見読可能とすることが必要な親展・秘密文書のものについては、費用対効果及びシステム開発・運用管理業務の合理化の観点から廃止する。

（３）安全性・信頼性の向上

霞が関^{ワン}WANについては、引き続き、通信回線、運用センター機器等の二重化、通信の暗号化等を実施するとともに、2007 年度（平成 19 年度）末までに次に掲げる措置を講ずることにより、より一層の安全性・信頼性の向上を

図る。

- ア 利用機関の要請に基づき、利用機関の霞が関^ワAN^ン接続用機器等の二重化、霞が関^ワAN^ンを利用するシステムごとの回線帯域制御を実施する。
- イ 運用センターにおいて電子メールのウィルスチェックを実施する。
- ウ 電子掲示板システムについては、必要に応じ、政府認証基盤を利用したアクセス制御機能を追加する。

上記（２）及び（３）イの措置を講ずることにより、年間約 3.5 億円（試算値）の経費節減、（２）により、年間延べ約 419 日（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

2. 政府認証基盤

（１）認証局構成及び運用管理業務の効率化

現行の政府認証基盤は、全体として、各府省単位に構成される府省認証局における官職証明書等の発行機能が重複しているとともに、運用管理業務についても、各府省の責任において行う必要のある当該証明書の発行に係る審査、発行指示その他の登録業務を除き、システム処理を中心とする当該証明書の発行、システム等の監視その他の業務を集約・一元化する余地がある。

このため、2008 年度（平成 20 年度）までに次に掲げる措置を講ずることにより、認証局構成及び運用管理業務の一層の効率化を図る。

- ア 府省認証局を廃止し、官職証明書、サーバ証明書及びソフトウェアを安全に配付するために必要なコード署名証明書等を一元的に発行する共用認証局（仮称）を整備する。
- イ 府省認証局の廃止及び共用認証局（仮称）の整備に合わせ、各府省認証局単位に設置されている証明書検証システムを集約化する。
- ウ 共用認証局（仮称）及びブリッジ認証局における証明書の発行、システム等の監視その他の運用管理業務に従事する運用員を業務遂行上の可能な範囲で兼務とするなど、共用認証局（仮称）及びブリッジ認証局の一体的な運用を図ることにより、登録業務を除く政府認証基盤全体の運用管理業務を集約・一元化する。

エ 霞が関^ワ ^ン W A N を利用し、各府省等から共用認証局（仮称）へ証明書の発行を指示する機能を追加することにより、各府省等における登録業務の効率化に供する。

（２）安全性・信頼性の向上

政府認証基盤においては、引き続き、重要機器等の二重化等によりシステムの冗長性を確保するため、ブリッジ認証局と同様に共用認証局（仮称）のバックアップ・システムを整備するとともに、機器等を設置する室への不正侵入及びシステムへの不正アクセスの防止、複数の運用員による相互牽制体制の下での業務実施その他の物理的、技術的及び人的面からのセキュリティ措置を講ずることにより、その全体の安全性・信頼性の向上を図る。

上記（１）及び（２）の措置を講ずることにより、年間約 7.8 億円（試算値）の経費節減、年間延べ約 381 日（試算値）の業務処理時間の短縮が見込まれる。

（３）開発・運用主体及び経費分担等

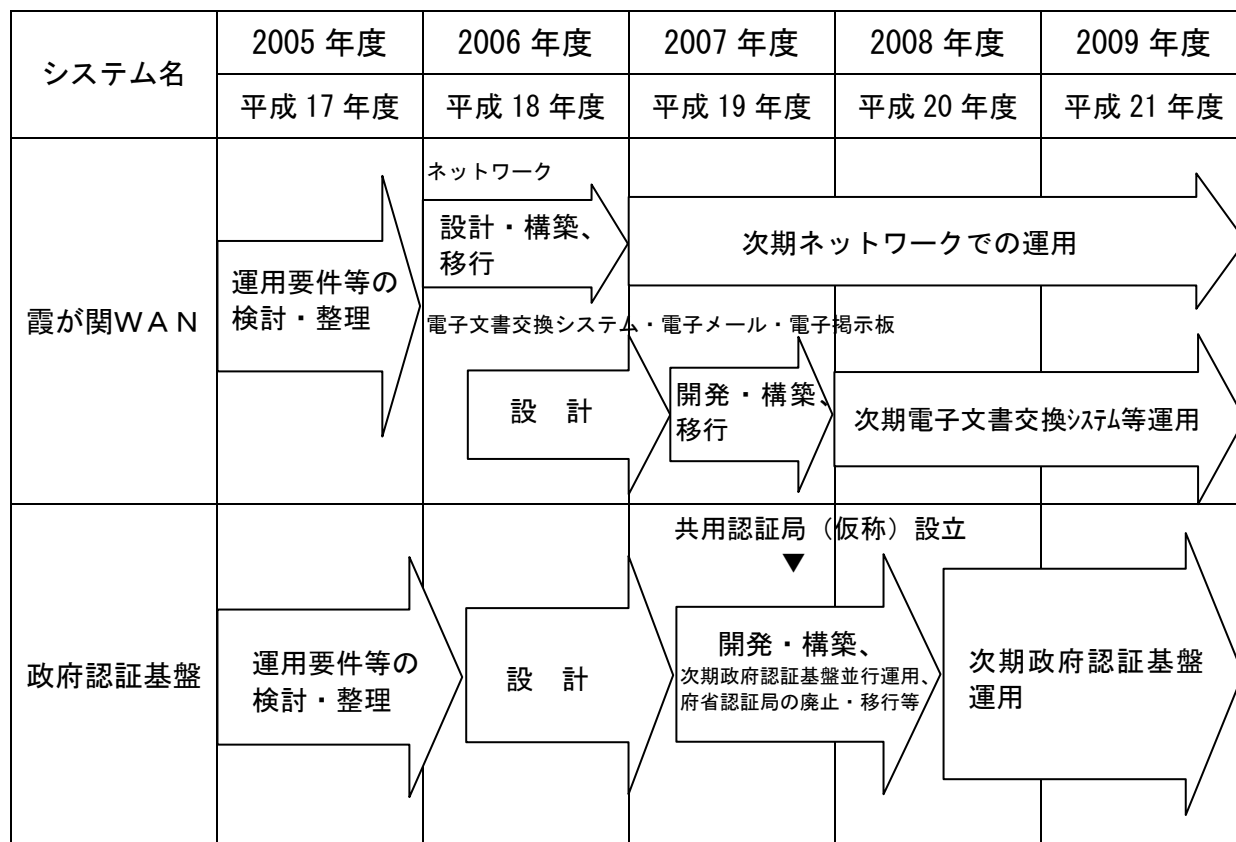
本最適化計画に基づく新たな政府認証基盤のシステム開発及び運用は、総務省が一元的に行う。なお、各府省等の経費分担その他の必要な事項については、別途検討する。

３． その他

最適化計画の実施に当たっては、最適化計画策定後の情報通信技術の進展、製品化動向、利用機関における ^{アイビーバージョンシックス} I P v 6 等新たな技術革新の成果の導入状況、府省内ネットワークの最適化計画等を踏まえ、必要に応じ、ネットワーク構成等を含め最適化計画の見直し、仕様書への反映等の措置を講ずることとする。

また、各府省共通の業務・システム等における霞が関^ワ ^ン W A N 又は政府認証基盤の利活用について、必要に応じ、当該業務・システムの担当府省との調整を行うこととする。

第3 最適化工程表



第4 現行体系及び将来体系

別添のとおり。

(参 考)

経費の節減効果（試算値）及び業務処理時間の短縮効果（試算値）は、本最適化計画に基づいて新たな霞が関^ワ ^ン W A N又は政府認証基盤を運用する場合の運用管理に係る年間の経常的経費及び業務処理時間をそれぞれ推計し、利用機関又は府省を対象に調査した現行の当該システムの運用管理に係る年間の経常的経費及び業務処理時間を基にそれぞれ集計した利用機関又は府省の全体の所要額及び所要時間との当該差分を示したものであって、実際の効果は変動しうる。